

地球環境の保全

リケンテクノスのサステナビリティ

「環境意識の高まり」「脱プラスチックの動き」など、社会課題に対する関心と解決への要請が高まっており、当社グループを取り巻く外部環境は大きく変化しています。

当社グループでは、事業の持続的な成長と社会課題解決に真摯に取り組むべく、サステナビリティを推進する体制を構築しています。SDGs、ESGの視点から、事業におけるリスクと機会を的確に捉え、それらを経営戦略に組み込むことで、事業を通じた新しい価値・ソリューションを社会に提供し続け、社会課題解決、サステナブルな社会の実現に貢献していきます。また、それらの取り組みについて、ステークホルダーの皆様に向けた情報開示をさらに強化していきます。

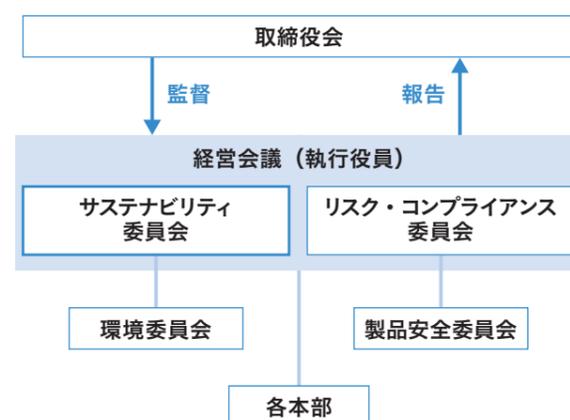
サステナビリティ推進体制

当社グループを取り巻く外部環境が大きく変化中、より一層ステークホルダーの皆様からの期待を企業活動に取り入れるべく、現場と経営層をつなぐ機能として、サステナビリティ委員会を設置しています。サステナビリティ委員会は社長執行役員を委員長とし、経営会議のメンバーである全執行役員によって構成され、社外取締役もオブザーバーとして参加しています。経営層が主導することにより、スピードを重視した経営の意思決定と施策の実施が可能となる組織体制を構築しています。

サステナビリティ領域に関する優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）の特定と見直し、特定した重要課題への対応方針・目標の承認、活動の進捗の統括と評価を行っています。また、サステナビリティに関する全社教育や浸透活動の取り組みを進めています。サステナビリティ委員会およびその下部組織である環境委員会は、気候変動を含む様々な重要課題（マテリアリティ）について審議し、その審議内容を経営会議に答申・報告します。また、経営会議におけ

る気候変動を含むサステナビリティ関連の審議事項は、取締役会に定期的に報告されます。サステナビリティ委員会は年2回以上開催され、2023年度は6回開催されました。

サステナビリティ推進体制図



サステナビリティに関する全社教育・浸透活動

従業員のサステナビリティ意識向上への取り組み

サステナビリティに関する全社教育・浸透活動の一環として、若手社員を対象にしたSDGs研修を開催しました。当社の企画番組「SDGsらぼ」に過去出演した社会貢献活動家数名を講師に招き、活動についての講演、ワークショップを行いました。その他、サステナビリティに係わる当社の経営方針、取り組みについて説明会を実地・オンラインで開催しました。従業員一人ひとりのサステナビリティ意識の向上を目指し、今後も取り組みを進めていきます。

リケンテクノスグループ
企業行動規範 サステナビリティポリシー

サステナブル（持続可能）な社会の実現のために

当社および当社子会社（以下、「グループ各社」という。）は、経営理念であるリケンテクノス ウェイを実践し、地球環境や社会課題への対応を経営の重要課題のひとつと捉えて、サステナブル（持続可能）な社会の実現を牽引する役割を担う。

そのためグループ各社は、次の10原則に基づき社会的責任を果たしていく。

1 社会的使命

社会・環境課題を見据え、イノベーションを通じて安心・安全な製品を開発・提供する。

2 環境問題への取り組み

気候変動を含めた環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的かつ積極的に環境に配慮した事業活動を行う。

3 顧客との信頼関係

顧客に対して、製品・商品に関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。

4 社会への貢献

社会や地域に根差した事業展開や社会貢献活動を通じて、その発展に貢献する。

5 法律の遵守・国際規範の尊重

各国・地域の法律の遵守、各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習等に配慮した事業活動を行う。

6 公正な事業活動

公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、贈収賄等を防止し、政治・行政との健全な関係を保つ。

7 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重して事業活動を行う。

8 多様性の尊重・人材育成・社内環境整備

社員一人ひとりの多様性を尊重し、その能力を最大限に発揮できる人材育成を行う。また、社員誰もが働きやすく安全で健康的な社内環境を整備する。

9 公正な情報開示・ステークホルダーとの建設的対話

企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。

10 リスク管理の徹底

市民生活や企業活動に脅威を与える自然災害、サイバー攻撃、反社会的勢力の活動、テロ等に備え、グループ全体のリスク管理を徹底する。

経営トップの役割・責任

経営トップは、本規範の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ各社に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本規範の精神に基づく行動を促す。また、本規範の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。